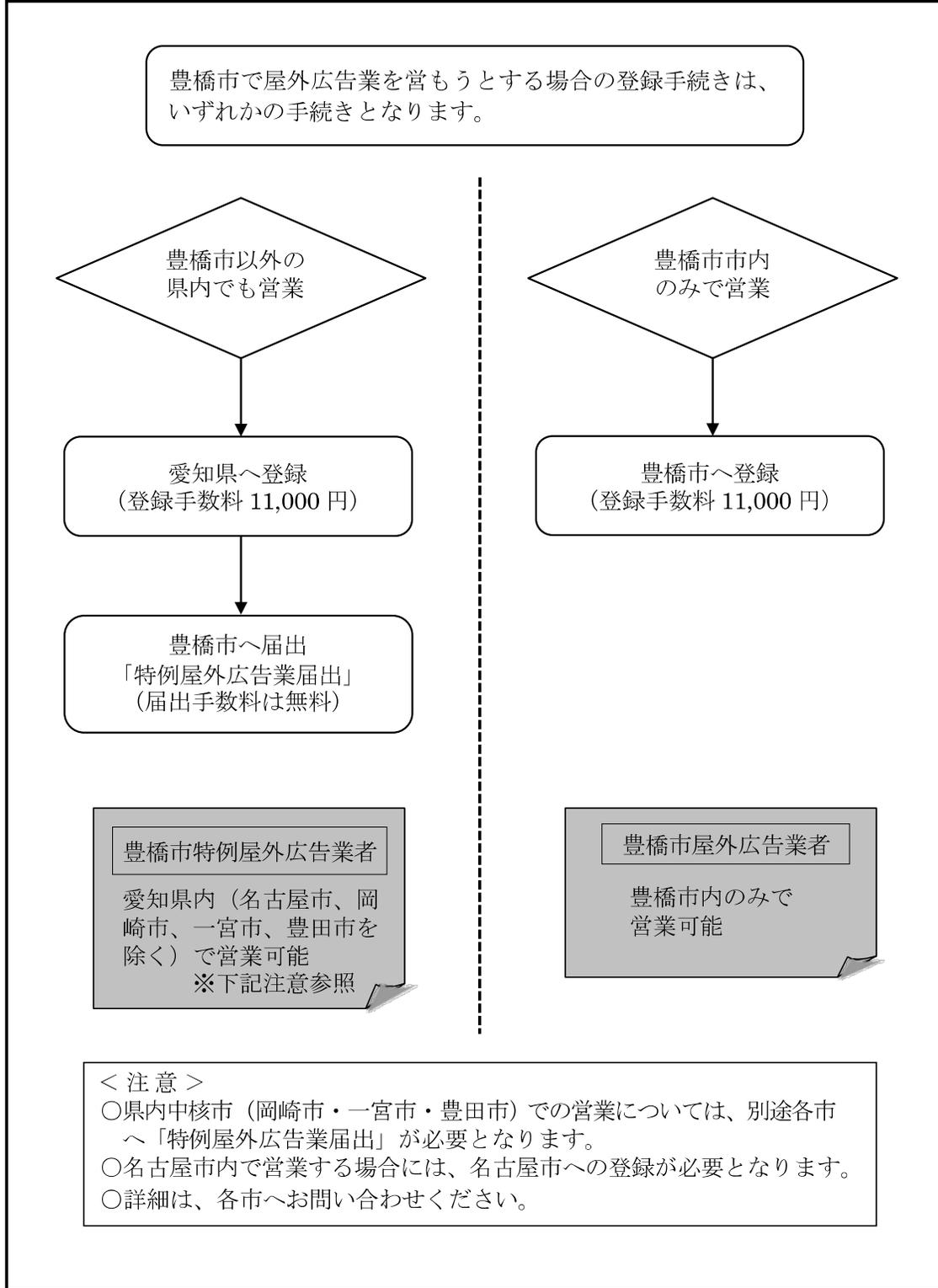


屋外広告業の登録について

令和6年2月

豊橋市役所
都市計画課

屋外広告業の登録手続きの流れ



屋外広告業登録制度の概要

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示や掲出物件（広告板など）の設置を行う営業のことで、具体的には施工業者が該当します。元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。従って、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を行わない広告代理業、看板製作業は屋外広告業に該当しません。

※なお、市内に営業所をもたない者であっても、市内で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を行う場合は、登録が必要です。

屋外広告業の登録制度の概要は、以下のとおりです。

屋外広告業を営もうとする者及び市長の登録を受けた屋外広告業者は、豊橋市屋外広告物条例（以下「条例」という。）により様々な義務が課せられています。

1 登録申請及び登録（条例第24条、24条の2）

市内で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けるために登録申請書を提出する必要があります。詳しくは、本冊子8ページ「1 登録の申請」をご覧ください。なお、登録の有効期間は5年間です。登録有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録有効期間の満了30日前までに更新登録の申請が必要となります。

2 登録の通知（条例第24条の3）

登録後、登録年月日、登録番号及び登録有効期間を記載した〔屋外広告業登録済証〕を登録申請者へ交付します。なお、屋外広告業の登録の変更や廃業等の際には、〔屋外広告業登録済証〕を返還していただきますので、大切に保管してください。

3 登録の拒否（条例第24条の4）

登録申請者が次の事項に該当する場合、又は登録申請書やその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、登録を受けることができません。

- (1) 登録の取り消し処分の日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者で法人である者が登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
- (4) 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 未成年者の場合は、その法定代理人が上記（1）～（4）のいずれかに該当する者
- (6) 法人でその役員のうち上記（1）～（4）のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

4 登録事項の変更の届出（条例第24条の5）

登録後に登録事項の変更があった屋外広告業者は、変更の日から30日以内に届出が必要です。詳しくは、本冊子9ページ「3 登録事項の変更の届出」をご覧ください。

5 登録簿の閲覧（条例第24条の6）

登録を受けると、市は登録事項を屋外広告業者登録簿に登録をし、都市計画課で一般の閲覧に供され、公開されることになります。

6 廃業等の届出（条例第24条の7）

登録後に市内での屋外広告業を廃業する等の屋外広告業者は、廃業等の日から30日以内に届出が必要です。詳しくは、本冊子9ページ「4 廃業等の届出」をご覧ください。

7 登録の抹消（条例第24条の8）

登録の有効期間が満了して更新の登録を受けなかった場合、又は行政処分により登録が取り消された場合は、屋外広告業者登録簿から屋外広告業者の登録を抹消します。

8 講習会の開催（条例第25条）

各都道府県、指定都市及び中核市は、屋外広告物に係る法令、表示の方法及び施工に関する講習会を開催します。この講習会を受講することにより、業務主任者となる資格を得ることができます。なお、登録制度施行日（平成18年4月1日）より前に受講した講習会の修了証は、登録制度施行後も引き続き有効です。再度、講習会を受講する必要はありません。

9 業務主任者の設置（条例第26条第1項）

屋外広告業者は営業所ごとに、次に該当する者の中から業務主任者を選任する必要があります。業務主任者を選任しないと登録できません。

- (1) 屋外広告士の試験に合格した者
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市が開催する講習会の課程を修了した者
- (3) 職業能力開発促進法に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定試験合格者又は職業訓練の課程を修了した者

※なお、業務主任者は営業所の専任の者である必要はありませんが、屋外広告業者と継続的な雇用関係を有し、通常勤務時間中はその事務所の業務に随時従事し得る者でなければいけません。

10 業務主任者の業務（条例第26条第2項）

業務主任者は、広告物の表示等に係る法令等の規定の遵守、そのほか営業所における業務の適正な運営を図るために必要な業務を行う者で、次の業務を総括します。

- (1) 条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守を確保するため必要な業務
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全を確保するため必要な業務
- (3) 条例に規定する帳簿（後記「1.2 帳簿の備付け」参照）に豊橋市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）で定める事項を記載し、又は記録する業務
- (4) 上記（1）～（3）に掲げるもののほか、営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務

1 1 標識の掲示（条例第26条の2）

屋外広告業者は営業所ごと、公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければなりません。

（様式第22）

※大きさは、日本工業規格A3とする。

屋外広告業者登録票	
氏名 （名称及び代表者の氏名）	
登録番号	豊橋市屋外広告業登録第号
登録年月日	年月日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

1 2 帳簿の備付け（条例第26条の3）

屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿（屋外広告業取引帳簿）を備え、注文者の氏名及び住所、屋外広告物等の表示等の場所・名称・種類・数量・表示等の年月日、請負金額を契約ごとに記載し、事業年度の末日から5年間保存しなければなりません。

帳簿の様式は、都市計画課窓口でもお渡しします。なお、パソコンの処理により保存することも認められています。

1 3 屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告（条例第27条）

市は良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことがあります。

また、この指導等に従わない場合には、行政処分を行うことがあります。

1 4 登録の取消し等（条例第27条の2）

屋外広告業者が次の事項に該当する場合、その登録を取り消し、又は6月以内の期間でその営業の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録（更新を含む。）を受けたとき。
- (2) 本冊子2ページ「3 登録の拒否」（2）、（4）～（7）のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 登録事項の変更について届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

1 5 屋外広告業者監督処分簿の備付け等（条例第27条の4）

「1 4 登録の取消し等」の行政処分を行った場合は、屋外広告業者監督処分簿に処分年月日、内容等を記載します。この処分簿は、一般の方が都市計画課で閲覧することができます。

1 6 屋外広告業の検査等（条例第27条の5）

条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者（登録を受けていない業者を含む。）から報告若しくは資料の提出を求めたり、営業所その他営業に関係のある場所への立入検査や帳簿、書類その他の物件の検査を行ったり、その関係者に質問を行うことがあります。

17 違反者に対する罰則（条例第32条～36条）

屋外広告業者が条例又は条例に基づく処分に違反した場合、次のような刑罰等に処せられることがあります。また（1）～（3）に違反する行為をした場合は、行為者が罰せられるほか、法人等にも罰金刑が科せられます。

- （1）次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ア 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
 - イ 不正の手段により登録を受けた者
 - ウ 営業停止の命令に違反した者
- （2）次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金
 - ア 登録事項の変更について届出をせず又は虚偽の届出をした者
 - イ 業務主任者を選任しなかった者
- （3）次のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金
報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告や資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- （4）次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料
 - ア 屋外広告業の廃業等の届出を怠った者
 - イ 営業所に標識を掲げない者
 - ウ 営業所に営業に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

18 問合せ先

○市への登録・特例届出等について

豊橋市 都市計画部 都市計画課 景観グループ 屋外広告物 担当

電 話 0532-51-2616

FAX 0532-56-5108

メール toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp

○愛知県の登録について

愛知県 都市基盤部 公園緑地課 景観グループ

電 話 052-954-6512

愛知県の条例による登録を受けたものに関する 特例制度（みなし登録）について

この特例制度は、愛知県内で広い地域にわたって営業を行う屋外広告業者が多いことから、これらの手続や経済的な負担の軽減と登録事務の効率化を図るための制度です。

具体的には、愛知県の条例に基づき登録を受けた屋外広告業者が、豊橋市内で屋外広告業を営もうとする場合、新たに登録を受ける必要はなく、条例の規定により、届出書類とともに〔特例屋外広告業届出書〕に必要事項を記載して1部提出すれば、豊橋市で登録を受けたものとみなされます。

市は新規、更新、変更（氏名（法人の場合は名称又は代表者の氏名）・住所）の届出を受理したときは〔特例屋外広告業届出済証〕を交付します。また、特例屋外広告業届出の変更や廃業等の際には、〔特例屋外広告業届出済証〕を返還していただきますので、大切に保管してください。

1. 届出書類

新規・更新

- (1) 特例屋外広告業届出書（様式第24） 1部
※記載方法は、届出書末尾の注意欄と本冊子14ページの記載例を参考にしてください。
- (2) 愛知県屋外広告物条例に基づく登録を受けたことを証する書類の写し
- (3) 業務主任者の要件を満たしていることを証する書面（屋外広告士、都道府県・指定都市・中核市が開催する屋外広告物の講習会修了者を証する書面など）の写し
- (4) （更新のみ）特例屋外広告業届出済証 ※写しでも可

変更

- (1) 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第27） 1部
- (2) 愛知県屋外広告物条例に基づく登録を受けたことを証する書類の写し
※業務主任者を変更したときは、変更した業務主任者の業務主任者の要件を満たしていることを証する書面を添付しなければなりません。
- (3) （氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合）特例屋外広告業届出済証 ※原本

廃業

- (1) 特例屋外広告業廃業等届出書（様式第28） 1部
- (2) 特例屋外広告業届出済証 ※原本
※特例屋外広告業届出の変更や廃業等の際には、特例屋外広告業届出済証を返還していただきますので、大切に保管してください。

2. 書類の提出

副本の返却を希望される場合は、2部提出いただき、返信用封筒を同封してください。

また、届出書等は、郵送により提出することができます。ただし、郵送により提出する場合は、必ず配達記録等の郵送物の紛失等について補償が受けられる手段をご利用ください。

郵送先 〒440-8501
愛知県豊橋市今橋町1番地
豊橋市 都市計画部 都市計画課 景観グループ 屋外広告物担当

豊橋市における登録制度について

1 登録の申請

市長の登録を受けるためには、次の一覧表に掲げる書類（申請者の区分により異なります。）を提出する必要があります。記載方法は、登録申請書末尾の注意欄と本冊子11～13ページの記載例を参考にしてください。

書 類（様式番号）		申請者の区分		
		法人	個人	未成年
登録申請書（様式第16）		○	○	○
誓約書（様式第17）		○	○	○
登記事項証明書（注）		○	-	-
住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）	申請者	-	○	○
	法定代理人	-	-	○
	役員	-	-	-
	業務主任者	○	○	○
略歴書（様式第18）	申請者	-	○	○
	法定代理人	-	-	○
	役員	○	-	-
	業務主任者	-	-	-
業務主任者が条例第26条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面 （次のいずれかのコピーを提出してください。） ・屋外広告士登録証又は合格証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限り。）		○	○	○
屋外広告業登録済証（※更新のみ、写しでも可）		○	○	○

○…提出必要書類 -…提出不要書類

※ 登録申請者が民法第6条の規定により営業を許された未成年者である場合は、登記（商法第5条、商業登記法第43条による。）を確認します。

※（注）の書面は、申請日前3月以内に発行されたものに限ります。また、コピーは受付できません。

2 登録手数料

登録申請又は更新登録申請の際には、いずれも1件11,000円の手数料が必要となります。手数料は申請後、都市計画課窓口にて支払うか、市が発行する納付書により指定金融機関で納付してください。

3 登録事項の変更の届出

登録事項に変更があった場合は、変更の日から30日以内に屋外広告業登録事項の変更届を提出してください。変更事項に応じて、次の一覧表に掲げる書類が必要です。なお、氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合は、〔屋外広告業登録済証〕を返却ください。

変更事項		必要添付書類
法人申請者	名称、住所	登記事項証明書（注）
個人申請者	氏名（改姓）、住所	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
営業所	新設廃止	登記事項証明書（登記の変更があった場合に限り。）
	既設営業所の名称、所在地	
法人の役員	交替	1. 誓約書（誓約するのは法人の代表者です。） 2. 登記事項証明書 3. 略歴書（新役員分のみ提出してください。）
	氏名（改姓）	登記事項証明書
未成年者である申請者の法定代理人	交替	1. 誓約書（誓約するのは未成年者です。） 2. 住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注） 3. 略歴書（新法定代理人分のみ提出してください。）
	氏名（改姓）、住所	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
業務主任者	交替	1. 業務主任者が条例第26条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面（次のいずれかのコピーを提出してください。） ・屋外広告士登録証又は合格証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限り。） 2. 住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
	氏名（改姓）	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）

※（注）の書面は、届出日前3月以内に発行されたものに限り。また、コピーは受付できません。

4 廃業等の届出

屋外広告業を廃業する等の場合は、廃業等の日（死亡のときは、その事実を知った日）から30日以内に届出書を提出してください。届出義務のある方は、次の一覧表のとおりです。

廃業等の内容	届出義務者
市内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人について破産手続開始の決定があったとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

5 申請書等の提出

登録申請書や各種届出書は、郵送により提出することができます。ただし、郵送により提出する場合は、必ず配達記録等の郵送物の紛失等について補償が受けられる手段をご利用ください。

郵送先 〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市 都市計画部 都市計画課 景観グループ 屋外広告物担当

6 屋外広告業届出の有効期間

登録の有効期間は5年間です。登録有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録有効期間の満了30日前までに更新登録の申請が必要となります。

様式記載例

様式第 16 (第 21 条関係)

屋外広告業登録申請書

提出日を記入してください。

令和 6 年 2 月 1 日

豊橋市長 様

申請者 住 所 〒440-8501
(所在地) 豊橋市今橋町 1 番地
 氏 名 豊橋市広告株式会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 豊橋太郎
 電 話 (0532) 〇〇-〇〇〇〇

豊橋市屋外広告物条例第 24 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり申請します。

登録の種類		① 新規 ・ 2 更新	
※ 登録番号		豊橋市屋外広告業登録 第 号	
※ 登録年月日		年 月 日	
営業所	名称	本社	
	所在地	〒 440 - 8502 豊橋市牛川町字下モ田 2 9 番地の 1 電話 (0 5 3 2) 〇〇-〇〇〇〇	
	業務主任者の氏名	豊橋次郎	
役員		役職名	氏名
		代表取締役	豊橋太郎
		取締役	豊橋三郎
		取締役	豊橋花子
申請者の法定代理人 (未成年者の場合)	氏名		
	住所	〒 ー 電話 ()	
他の地方公共団体における登録の状況		登録を受けた地方公共団体名	登録年月日
		〇〇県	令和5年4月4日
		〇〇県	令和5年6月30日
		〇〇市	令和5年8月10日
		登録番号	登録番号
		〇〇県 5-〇〇号	〇〇県 第〇〇号
		〇〇市登録第〇〇号	〇〇市登録第〇〇号

登録番号は正確に記入してください。

注意 ※印のある欄は、更新の登録申請の場合に記入してください。

誓 約 書

この様式の下欄に記載した条例抜粋をよく読んでから記入してください。

申請書の提出日と同じ日を記入してください。

令和 6 年 2 月 1 日

豊橋市長 様

申請者 氏名 豊橋市広告株式会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 豊橋太郎

申請者は、豊橋市屋外広告物条例第 24 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

豊橋市屋外広告物条例 (抜粋)

(登録の拒否)

第 24 条の 4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 27 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者 (第 24 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。) で法人であるものが第 27 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 27 条の 2 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者 2

略

(登録の取消し等)

第 27 条の 2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第 24 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
- (2) 第 24 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第 24 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略

様式第 18 (第 21 条関係)

いずれかを○で囲んでください。

登録申請者 法人の役員 本人 法定代理人 の略歴書

住 所	〒440-8501 豊橋市今橋町1番地			電 話 (0532) 〇〇-〇〇〇〇
氏 名	豊橋 太郎	生年月日	昭和41年 1月 1日	
職	期 間 (年 月~年 月)	職 務 内 容		勤 務 先
	令和3年4月~3年2月	看板の製作及び設置工事		愛知看板
	令和4年3月~現在	屋外広告業に関する営業及び看板の設置工事		豊橋市広告
歴	屋外広告業に関する職歴のみをすべて記入してください。学歴は記入しないでください。			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
	令和2年9月10日	〇〇県から令和2年9月10日より3日間の営業停止処分を受ける		
	令和3年2月15日	〇〇県広告美術業協同組合から屋外広告優秀作品賞受賞		
屋外広告業に関する過去に受けた表彰、行政処分、課された刑罰・過料のすべてを記入してください。				
上記のとおり相違ありません。				
申請書の提出日以前の日を記入してください。				
令和6年2月1日				
氏 名 豊橋 太郎				
注意 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人 (法人) の役員」については、該当するものを○で囲んでください。				

提出日を記入してください。

特 例 屋 外 広 告 業 届 出 書

令和 6 年 2 月 1 日

豊橋市長 様

届出者 住 所 460-0002

(所在地)名古屋市中区丸の内三丁目1-2

氏名・名称にふりがなを付してください。

氏 名 あいちけんこうこくかぶしがいしや 愛知県広告株式会社

(名称及び代表者氏名) 代表取締役 あいちたろう 愛知太郎

電 話 (052) 〇〇〇-〇〇〇〇

豊橋市屋外広告物条例第 27 条の 3 第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 類		① 新規 ・ 2 更新	
※ 届 出 番 号		豊橋市特例屋外広告業届出 第 号	
※ 届 出 年 月 日		年 月 日	
営 業 所	名 称	豊橋支店	
	所 在 地	〒 440 - 8502 豊橋市牛川町字下モ田 2 9 番地の 1 電話 (0 5 3 2) 〇〇-〇〇〇〇	
	業務主任者の氏名	豊橋太郎	
役 員	役 職 名	氏 名	
	代表取締役	愛知太郎	
	取締役	愛知三郎	
届出者の法定代理人(未成年者の場合)	氏 名		
	住 所	〒 ー 電 話 ()	
愛知県屋外広告業登録番号及び登録年月日		令和 6 年 1 月 8 日	登録番号は正確に記入してください。
		愛知県知事 (登-△△) 第 〇〇 号	
他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登 録 年 月 日	登 録 番 号
	〇〇県	令和5年4月5日	〇〇県 5第〇〇号
	〇〇県	令和5年6月30日	〇〇県 第〇〇号
	〇〇市	令和5年8月22日	〇〇市登録第〇〇号